平成２５年（再ロ）第１号

宮城県遠田郡美里町字桜木町206番地12
再生債務者　大友　妙子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年９月25日
仙台地方裁判所古川支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
平成二十五年十月三日
東京都中央区新川一丁目二一番二号
（甲）日本ＮＣＲ株式会社
代表取締役　諸星　俊男
東京都千代田区神田多町二丁目二番千代田ビル四階
（乙）エヌ・シー・アール・ホールディングス合同会社
代表社員　エヌ・シー・アール・インターナショナル・インク
職務執行者　大塚　顕

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オーエヌ（住所山口県柳井市南町二丁目七番四号）に対して当社の柳井営業所におけるたばこ販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年十月三日
山口県防府市高倉一丁目二四番四〇号
有限会社尾中商店
代表取締役　尾中　弘

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年十月三日
岩手県盛岡市北飯岡一丁目二番七一号
〃ズキ合同会社
代表社員　水本　泰志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一億円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年九月三日
掲載頁　二十九頁（号外第一九三号）
平成二十五年十月三日
大阪市西区江戸堀一丁目二五番七号
株式会社弥谷
代表取締役　弥谷　和也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年十月三日
長崎県五島市岐宿町中嶽二八五六番地
有限会社大健工業
取締役　魚見　久一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年十月三日
宮城県仙台市宮城野区日の出町三丁目七番二七―二号
東日本加工紙株式会社
代表取締役　谷本　正己

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年十月三日
横浜市旭区今宿東町一四五五番地
宮建設株式会社
代表取締役　高橋　光雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
なお、同日に当社の株券は無効となります。
平成二十五年十月三日
長野県飯田市上郷別府六七〇番地一
株式会社銀星会館
代表取締役　平栗　哲夫

限定承認公告

本籍東京都日野市大字日野二九七〇番地、最後の住所東京都渋谷区代々木五丁目九番四号テラス代々木公園三〇二
被相続人　亡　内田宥久子
右被相続人は平成二十五年三月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月三日
東京都渋谷区代々木五丁目九番四号テラス
代々木公園三〇二
限定承認者　田中　聖理

限定承認公告

本籍静岡県浜松市浜北区根堅一八三一番地、最後の住所静岡県浜松市中区上島一丁目八番一七号
被相続人　亡　松井　咲子
右被相続人は平成二十五年四月六日死亡し、その相続人は平成二十五年九月二十六日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月三日
静岡県浜松市浜北区平口二六九七番地の一
限定承認者　松井　誠二

限定承認公告

本籍広島県竹原市吉名町二五四七番地、最後の住所広島県竹原市忠海町二丁目九―五七―二（住民票上の住所広島県竹原市吉名町二五四七番地）
被相続人　亡　金剛　正治
右被相続人は推定平成二十四年九月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年九月二十日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十五年十月三日
岡山県津山市川崎一七五六番地四津山住宅三号棟二〇四号
相続財産管理人　金剛　朋治

正誤

ページ	段	行	誤	正
三一	一	終りから四～三	交付決定取消事業	交付決定取消事業において
〃	〃	一	（以下「交付決定取消事業」という。）	（以下「交付決定取消事業」という。）において

（原稿誤り）
平成二十五年八月五日（号外第百七十号）国土交通省告示第七百七十一号（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件）
（原稿誤り）
二ページ上段表中「１／0.108」は「１／1080」の誤り。
同ページ下段表中「λ＜130の場合」は「λ＜130の場合」の、「λ≧130の場合」は「λ≧130の場合」の誤り。
平成二十五年八月五日（号外第百七十号）国土交通省告示第七百七十四号（免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件の一部を改正する件）
（原稿誤り）
四ページ上段九行目を削る。

四	上	一〇ハ	ロ	
〃	〃	二〇ニ	ハ	
〃	〃	終りから一〇ホ	イからニ	ニ　イからハ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月三日付第二一五号六四　ページ●同日付政府調達第一八六号三二ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）